

**24時間受付 発熱などで相談先に迷ったら
新型コロナウイルス感染症総合案内窓口へ**

▶LINEでも相談できます。右記のコードからアクセスしてください



新型コロナウイルスLINE

8:00~17:00

☎018(895)9176

17:00~翌8:00

☎018(866)7050

- かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、上記の総合案内窓口へご相談ください。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された際に発行される「就業制限について(通知)」は終了しました。今後は、医療機関で配布される「新型コロナ療養ガイド」などをご活用ください

新型コロナウイルスワクチン接種

オミクロン株対応ワクチンの接種を実施しています

- ◆12歳以上で、2回目の接種が完了しているすべてのかたが対象です
- ◆ワクチンの種類は、オミクロン株と従来株に対応したワクチンです
- ◆接種券は前回の接種から5か月経過したかたに、次の新しい接種券をお送りします
 - ▶5回目接種券…4回目の接種を完了したかた
 - ▶3・4回目接種券…2・3回目の接種を完了したかた
 *接種間隔については、国で短縮を検討しているため変更となる可能性があります。
- ◆すでに3・4回目接種券が届いているかたは、そのままオミクロン株対応ワクチン接種に使用できます

5~11歳のお子さんの3回目ワクチン接種を実施しています

- ◆5~11歳で、2回目の接種が完了しているかたが対象です。10月以降順次接種券をお送りしています
- ◆小児の接種には保護者の同伴が必要です。また、予約票には必ず保護者の署名をお願いします
- ◆詳しくは、専用ウェブサイトをご確認ください

- ◆新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が可能となりました
- ◆1~2回目のワクチン接種も引き続き実施しています。新型コロナウイルスに感染したことがあるかたもワクチン接種が可能です
- ◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。周りのかたなどに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします
- ◆一部のコンビニエンスストアで、予防接種証明書の発行が可能となりました。発行にはマイナンバーカードと発行料(120円)が必要です。詳しくは、専用ウェブサイトをご確認ください

ワクチン接種専用ウェブサイト
<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

秋田市新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970 (平日9:00~18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

10月は健康づくり月間



市の計画「健康あきた市21」の推進を目的として、家族みんなで健康づくりに取り組む機会につながるように、元気もりもり子ども絵画、を、小・中学校などを通して募集しました。

選考の結果、下記の4人の作品が入賞しました。おめでとうございます！応募作品は、10月30日(日)まで、きららとしょかん新屋図書館に展示します。保健総務課☎(883)1170

- ◆秋田市保健所長賞(左の作品)…飯島小2年 大谷真一さん
- ◆全国健康保険協会秋田支部長賞…秋田西中3年 山岡詩音さん
- ◆健康あきた市21推進賞…秋田西中3年 川村愛菜さん
…飯島小4年 大谷華子さん

11月5日は津波防災の日

11月5日の「津波防災の日」は、東日本大震災をはじめとする、これまでに受けた津波被害の教訓を風化させないために定められたもので、毎年この日の前後1週間に、全国で津波防災に関する普及・啓発活動や、津波防災訓練が実施されています。

防災安全対策課 ☎(888)5434

「より早く、より高く、より遠く」の心構え

地震の揺れが起きたら、まずは「より早く」避難しましょう。避難する場合は、今いる場所から「より高い」場所をめざしましょう。そして、時間的な余裕があれば「より遠く」へ逃げましょう。

素早い避難ができれば、より高い場所はもちろんですが、津波の被害の及ばない、より遠い場所へ逃げることもできます。自分の命を守るため、この心構えを覚えてください。

◆11月5日(土)に津波避難訓練を実施します

11月5日(土)10:00から、飯島穀丁町内で津波避難訓練を実施します。対象地域のみなさんのご協力をお願いします。

◆津波警報サイレンを鳴らします

11月5日(土)10:00から約3分間、沿岸部にある11か所(下の地図)の津波警報サイレンを一斉に鳴らします。災害ではありませんので、お間違えのないようお願いします。



子育て世帯生活支援特別給付金

支給額は①②ともに児童1人につき5万円です。下記の対象となるかたは申請をしてください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

*令和4年4月分の児童手当、児童扶養手当受給者についてはすでに支給済みです。

対象

①ひとり親世帯分(広報ID番号 1034734)

▶公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた

▶令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準になっているかた

②その他世帯分(広報ID番号 1034834)

▶令和4年3月31日時点で18歳未満のお子さん(障がい児については20歳未満)を養育していて、令和4年度分の住民税均等割が非課税であるか、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税のかたと同じ事情にあると認められるかた

*令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児も対象です。

問い合わせ▶子ども総務課

☎(888)5689・☎(888)5690

新型コロナウイルスで就労できなかつたかたへの傷病手当金

秋田市国民健康保険に加入している被用者(会社などに勤務)のうち、新型コロナウイルスにより就労できなかつたかたへ、傷病手当金を支給します(適用期間=令和2年1月1日▶令和4年12月31日)。

労務に服することができなかつた日ごとにその翌日から起算し、2年を経過すると時効になります。

申請には事業主などからの証明が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。◆広報ID番号 1025594

問い合わせ▶国保年金課☎(888)5630